

平成24年度  
中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金  
公募要領

【公募申請書受付期間】

平成25年2月27日（水）～3月18日（月）

※経済産業局・沖縄総合事務局に17時必着

【お問い合わせ先】

各経済産業局等担当課（流通・サービス産業課、商業振興室等）

※詳細は「提出先、お問い合わせ先」一覧をご参照ください。

平成25年2月

経済産業省商務流通保安グループ

中小企業庁経営支援部

## 目 次

	頁
1. 事業目的	1
2. 支援スキーム	1
3. 事業内容、申請書類、補助事業の選定	2
(1) 中心市街地魅力発掘事業	2
(ア) 事業内容	
①補助対象者	
②補助対象事業	
③補助対象経費	
④補助率	
⑤上限額及び下限額	
(イ) 申請書類	3
(ウ) 補助事業の選定	4
(2) 中心市街地魅力創造事業	4
(ア) 事業内容	
①補助対象者	
②補助対象事業	
③補助対象経費	
④補助率	
⑤上限額及び下限額	
(イ) 申請書類	6
(ウ) 補助事業の選定	7
(3) 専門人材活用支援事業	8
(ア) 事業内容	
①補助対象者	
②補助対象事業	
③補助対象経費	
④補助率	
⑤上限額及び下限額	
(イ) 申請書類	9
(ウ) 補助事業の選定	10
4. 本補助金の公募申請手続き等	10
(1) 募集期間	
(2) 申請書類に関する注意事項	

- (3) 申請時の注意事項
- (4) 通知
- (5) 補助金の交付手続き
- (6) 補助事業者の義務等
- (7) インターネットの利用
- (8) その他

5. 提出先、お問い合わせ先 ..... 13

## 1. 事業目的

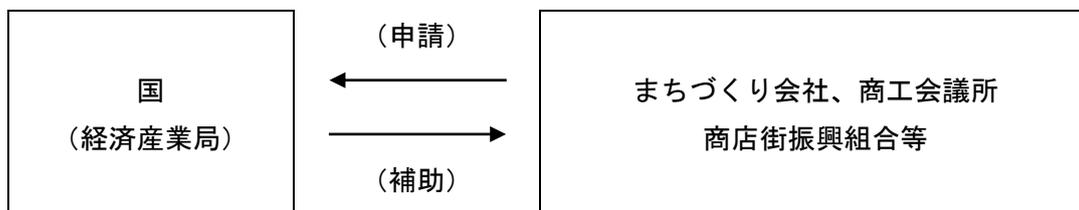
これまで人口増加とモータリゼーションの進展等を背景に、公共公益施設の郊外移転や大規模集客施設の郊外立地等によりまちは郊外化し、中心市街地の居住人口の減少、中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつあります。

しかし、人口減少社会を迎え少子高齢化が急速に進行する現代において、これまでのような拡散型のまちでは、生活者への多様なサービスの低下と都市の維持管理コストの増大等により、快適な生活の維持が困難な状況となります。そのため、これからは「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、「都市機能の市街地集約」や「まちなか居住」、「中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化」等を一体的に取り組むことが、持続可能な都市形成に必要な要素といえます。

中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金では、まちの魅力を高めるための事業化調査、先導的・実証的な取組及び専門人材の派遣に対して重点的支援を行うことにより、地域経済の活性化を促進し、ひいては生活者が安心して暮らすために不可欠な活力ある商機能を維持し、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進します。

※補助事業別に事業要件、公募申請に係る提出書類等が異なりますのでご注意ください。

## 2. 支援スキーム



### 3. 事業内容、申請書類、補助事業の選定

#### (1) 中心市街地魅力発掘事業

##### (ア) 事業内容

##### ①補助対象者

補助対象となる事業者は以下のとおりです。

##### ○まちづくり会社

- ・地方公共団体又は、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会、商工会議所、商工会又は商工会連合会が出資をしていること。
- ・一の民間事業者からの出資が50%以下であること。
- ・定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できること。

##### ○組合等

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合又は商店街組合を会員とする商工組合連合会、特定非営利活動法人、社会福祉法人

##### ②補助対象事業

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析事業であることとします。

※中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の認定は必要ありません。ただし、中心市街地活性化を目指している地域に限ります。

(例)・中心市街地活性化協議会を設置している地域

- ・市町村からの意見書等により、当該事業が中心市街地活性化に向けた取組であることが明確となっていること 等

##### [想定される調査内容]

本事業で実施する調査として、概ね以下の内容が挙げられます。ただし、その他の調査内容を妨げるものではありません。

##### ・ ニーズ調査

生活者が求める、現に中心市街地に欠けている商機能を明らかにするための、アンケート調査等

##### ・ マーケティング調査

事業規模や採算性、事業継続の見込み等が適切であることを確認するための、地域の人口規模、行動範囲や商業量等のデータ調査等

##### ・ 機能状況調査

周辺の既存の商業施設等と機能分担が図られているなど、取組を実施する場所として適

切であることを確認するための調査等

### ③補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

計上された経費の妥当性を確認するため、見積書等の提出を求め場合があります。

(主な経費例)

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費(※)、通信運搬費、備品費(※)、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費

※調査分析費は、補助事業者が独自で調査分析を行う際に必要なデータや資料収集等に要する経費等です。

※備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。(備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変ることなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。)

### ④補助率

補助対象経費の1/2以内(ただし、予算の範囲内とします。)

※少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して緊急に実施すべきものとして経済産業大臣が認める事業に限り、補助対象経費の2/3以内とします。

(該当する旨の説明が記載された市町村意見書の提出が必要です)

### ⑤上限額及び下限額

上限額：1,000万円

下限額：100万円

(イ)申請書類

①中心市街地魅力発掘・創造支援事業公募申請書

②申請者概要説明書【資料1】

③事業計画説明書【資料2(※(2)を除く)】

④中心市街地魅力発掘事業経費等明細【資料3-1】

⑤市町村意見書【資料6】

⑥その他添付資料(事業説明に必要な区域図等)【任意様式】

※上記以外にも採否の判断にあたり、必要な資料の提出を求め場合があります。

[提出方法]

上記に記載しているすべての申請書類を、日本工業規格に定めるA列4番片面印刷で2部(正1部、副1部)及び電子媒体(CD-ROM)1枚を提出してください。なお、電子媒体での提出が難しい場合、当該事業を実施する地域を所管する経済産業局等に個別に

ご相談ください。

その他、提出方法に関する注意事項については、「4. 本補助金の公募申請手続き等 (2) 申請書類に関する注意事項」をご確認ください。

#### (ウ) 補助事業の選定

補助事業の選定は、申請書類に基づいて、外部有識者等で構成される審査委員会での審査結果を踏まえて行います。

また、必要に応じて提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

※申請書類に記載もれ等がないように十分注意してください。

#### 【審査のポイント】

- ①事業実施体制、事業実施能力等
- ②補助事業者の経営状況
- ③補助事業者の資金調達
- ④関係者との連携、合意形成、協力体制状況
- ⑤調査事業内容
  - ・ ニーズ調査、マーケティング調査、機能状況調査等における調査手法及び調査対象、調査内容等の適切性

### (2) 中心市街地魅力創造事業

#### (ア) 事業内容

##### ①補助対象者

補助対象となる事業者は以下のとおりです。

##### ○まちづくり会社

- ・ 地方公共団体又は、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会、商工会議所、商工会又は商工会連合会が出資をしていること。
- ・ 一の民間事業者からの出資が50%以下であること。
- ・ 定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できること。

##### ○組合等

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合又は商店街組合を会員とする商工組合連合会、特定非営利活動法人、社会福祉法人

##### ②補助対象事業

※基本計画の認定が必要です。認定（変更認定）を受けていない場合であっても、基本計画の認定（変更認定）申請を内閣府中心市街地活性化担当室に受理されていれば公募対象とします。

#### 【商機能維持・強化施設等整備事業】

「（１）中心市街地魅力発掘事業」の結果（同等程度の調査を別に実施している場合は、当該調査結果を含む。）を踏まえ、認定基本計画に基づき実施される施設等の整備事業であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。

○生活者の利便性の向上に資するとともに、中心市街地に欠けている機能を補完する施設等

（例）子育て支援施設等を併設した複合商業施設（当該中心市街地に欠けている機能であることが前提）

○地域産業資源を活用した製品の加工・販売・発信施設等（周辺の既存商業施設と機能分担が図られていること）

（例）地域製品の販売所、地域の製造業者と連携して商品開発が行えるインキュベーション施設

○まちづくりのコンセプトを具現化するデザインコードに基づいて整備される中核施設等（周辺の既存商業施設と機能分担が図られていること）

（例）町家等の歴史的建造物を活用した商空間整備

#### 【商機能維持・強化支援事業】

「（１）中心市街地魅力発掘事業」の結果（同等程度の調査を別に実施している場合は、当該調査結果を含む。）を踏まえ、認定基本計画に基づき実施される事業（施設等の整備事業を除く）であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。

○持続的なにぎわい創出につながるイベント事業

（例）市民が企画・参加し、個々の商品を地域の魅力やまちのイメージにつなげるイベント事業

○まちづくりに関わる事業者が連携して行う面的波及効果が見込まれる事業

（例）地域公共交通機関とまちづくり会社が連携したＩＣカードを活用した電子マネーサービス事業

#### ③補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

また、計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求め場合があります。

（主な経費例）

[商機能維持・強化施設等整備事業]

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費（※）、通信運搬費、施設整備費（施設や設備等の建設又は取得に要する経費であり、施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）、土地借料（複数の区画を一括して借り上げ、一体的に管理・運営を行う場合に限る。）、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、備品費（※）、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費

[商機能維持・強化支援事業]

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費（※）、通信運搬費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費（※）、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費

※調査分析費は、補助事業者が独自で調査分析を行う際に必要なデータや資料収集等に要する経費等です。

※備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。（備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変えずることなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。）

④補助率

補助対象経費の1/2以内（ただし、予算の範囲内とします。）

※「商機能維持・強化施設等整備事業」においては、中心市街地活性化法第40条第4項に規定する経済産業大臣が認定した特定民間中心市街地活性化事業計画（ただし、同法第7条第7項に定める中小小売商業高度化事業又は同条第8項に定める特定商業施設等整備事業に限る。）に基づく事業に限り、補助対象経費の2/3以内とします。

※「商機能維持・強化支援事業」においては、少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して緊急に実施すべきものとして経済産業大臣が認める事業に限り、補助対象経費の2/3以内とします。（該当する旨の説明が記載された市町村意見書の提出が必要です）

⑤上限額及び下限額

上限額：3億円

下限額：100万円

(イ) 申請書類

①中心市街地魅力発掘・創造支援事業公募申請書

②申請者概要説明書【資料1】

③事業計画説明書【資料2】

④中心市街地魅力創造事業経費等明細及び長期収支計画【資料3-2】

※「商機能維持・強化支援事業」の場合は、長期収支計画は記載不要。

⑤施設運営管理計画【資料4】※「商機能維持・強化支援事業」の場合は不要。

⑥中心市街地等区域図（事業実施場所及び主な集客施設、商業施設、商店街等を図示すること。）及び広域図（商圈、生活圏内の人口集積、商業施設、商店街等を示す地図）、中心市街地等の写真 等【任意様式】

⑦市町村意見書【資料6】

※上記以外にも採否の判断にあたり、必要な資料の提出を求めることがあります。

#### [提出方法]

上記に記載しているすべての申請書類を、日本工業規格に定めるA列4番片面印刷で2部（正1部、副1部）及び電子媒体（CD-ROM）1枚を提出してください。なお、電子媒体での提出が難しい場合、当該事業を実施する地域を所管する経済産業局等に個別にご相談ください。

その他、提出方法に関する注意事項については、「4. 本補助金の公募申請手続き等（2）申請書類に関する注意事項」をご確認ください。

#### (ウ) 補助事業の選定

補助事業の選定は、申請書類に基づいて、外部有識者等で構成される審査委員会での審査結果を踏まえて行います。

また、必要に応じて提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

※申請書類に記載もれ等がないように十分注意してください。

#### [審査のポイント]

①事業実施体制、事業実施能力等

②補助事業者の経営状況

③補助事業者の資金調達

④事業完了後の運営体制

⑤事業の収益性及び継続性

⑥事業内容

・「中心市街地魅力発掘事業」（同等程度の調査を別に実施している場合は当該調査を含む）の調査（※）結果として、実施事業の妥当性が確認できること。

※ニーズ調査、マーケティング調査、機能状況調査等

・上記を踏まえた上で、まちの魅力を真に高める先導的かつ実証的な取組となっていること。

⑦事業効果

・「中心市街地魅力発掘事業」（同等程度の調査を別に実施している場合は当該調査を含む）の結果を踏まえた上で、事業実施地域の規模や商圈人口等に鑑みた目標が適切に設定されていること。

・当該目標の達成により、受益が特定の者に限定されず、周辺を含め幅広く効果が及ぶことが確認できること。

⑧事業効果の検証体制

- ・事業実施後、当該事業目標について、専門家等の第三者を含む検証体制が明確となっていること、又、その検証を踏まえ改善を実施するために必要な体制が確保できていること、その改善手法が適切なものとなっていること。

⑨関係者との連携、合意形成、協力体制状況

(3) 専門人材活用支援事業

(ア) 事業内容

①補助対象者

補助対象となる事業者は以下のとおりです。

○まちづくり会社

- ・地方公共団体又は商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会、商工会議所、商工会又は商工会連合会が出資をしていること。
- ・一の民間事業者からの出資が50%以下であること。
- ・定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できること

○組合等

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合又は商店街組合を会員とする商工組合連合会、特定非営利活動法人、社会福祉法人

②補助対象事業

商業や中心市街地活性化に関する専門的な知見を有する人材の招聘等を行う事業。

※基本計画の認定は必要ありません。ただし、中心市街地活性化を目指している地域に限ります。

(例)・中心市街地活性化協議会を設置している地域

- ・市町村からの意見書等により、当該事業が中心市街地活性化に向けた取組であることが明確となっていること 等

※補助対象事業は、以下に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- (a) 中心市街地の活性化に関わるまちづくり、商業、都市計画等の専門的な知見を有し、かつ、商業及び都市計画等の業界動向に精通している者を活用すること。
- (b) 補助事業者の社員等以外の者。
- (c) 下限日数は原則120人日/年とする。

なお、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（以下「戦略補助金」）を活用し、中心市街地活性化事務局支援（以下「事務局支援」）を受けてきた補助事業者

からの申請の取扱いは下記のとおりとする。

- ・戦略補助金の事務局支援期間が、平成24年度現在、1年目及び2年目の補助事業者は申請可能。
- ・戦略補助金の事務局支援期間が、平成24年度現在、3年目又は3年を終了した補助事業者は、これまで活用してきた専門分野以外の専門家を招聘等する場合に限り申請可能。

### ③補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

計上された経費の妥当性を確認するため、見積書等の提出を求める場合があります。

(主な経費例)

謝金、旅費、委託費

### ④補助率

補助対象経費の1/2以内(ただし、予算の範囲内とします。)

※少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して緊急に実施すべきものとして経済産業大臣が認める事業に限り、補助対象経費の2/3以内とします。

(該当する旨の説明が記載された市町村意見書の提出が必要です。)

### ⑤上限額及び下限額

上限額：1,000万円

下限額：100万円

(イ) 申請書類

- ①中心市街地魅力発掘・創造支援事業公募申請書
- ②申請者概要説明書【資料1】
- ③事業計画説明書【資料2(※(2)を除く)】
- ④専門人材活用支援事業経費等明細【資料3-3】
- ⑤専門家の経歴・選定理由・事業実施効果等【資料5】
- ⑥市町村意見書【資料6】

※上記以外にも採否の判断にあたり、必要な資料の提出を求めることがあります。

[提出方法]

上記に記載しているすべての申請書類を、日本工業規格に定めるA列4番片面印刷で2部(正1部、副1部)及び電子媒体(CD-ROM)1枚を提出してください。なお、電子媒体での提出が難しい場合、当該事業を実施する地域を所管する経済産業局等に個別にご相談ください。

その他、提出方法に関する注意事項については、「4. 本補助金の公募申請手続き等 (2) 申請書類に関する注意事項」をご確認ください。

(ウ) 補助事業の選定

補助事業の選定は、申請書類に基づいて行います。

また、必要に応じて提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

※申請書類に記載もれ等がないように十分注意してください。

[審査のポイント]

- ①事業実施体制、事業実施能力等
- ②補助事業者の経営状況
- ③関係者との連携、合意形成、協力体制状況

4. 本補助金の公募申請手続き等

(1) 募集期間

平成25年2月27日(水)～3月18日(月) ※各経済産業局に17時必着

(2) 申請書類に関する注意事項

- ①提出書類に不備のある場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。
- ②申請書類の用紙の大きさは日本工業規格に定めるA列4番とし、片面印刷とします。調査報告書等の冊子や写真、図面等について、A列4番片面印刷での提出が難しい場合、原本2部及び電子媒体(CD-ROM)1枚の提出をお願いします。
- ③各項目の内容について別紙を添付する場合は、単に「別紙添付」とせず、概要を記載した上で「詳細については別紙添付」等と記入してください。
- ④上記以外にも審査にあたり、書類等の提出を求める場合があります。また、一度提出された書類の返却は原則できませんのでご了承ください。
- ⑤金額の単位は、様式によって異なりますのでご注意ください。
- ⑥採択決定に係る審査は、提出された申請書類による書面審査によって行います(必要に応じてヒアリング等を行う場合もあります)。したがって、申請書類(添付資料を含むすべての書類)は、事業内容等について、書類上の記述だけで理解できるように記載してください。特に事業内容、事業計画や期待される効果の見込み値・根拠等については、記入例又は記載要領中の注意事項等を参考に、適宜、具体的数字や図表等を用いて、わかりやすく説明してください。
- ⑦本補助金は、事業者と地域との連携を重視しており、市町村意見書については記載を当該市町村へ依頼し記載してください。申請者において不明な項目については、市町村意見書と同様、記載を依頼するなど連携を図り対応してください。

⑧添付書類、参考資料等について、手書きで差し支えありませんので、ページ右上に「添付資料〇ー〇関連」と記載してください。

⑨提出する申請書類には、必ず通しのページ番号を書類下部中央に付けてください。

### (3) 申請時の留意事項

①「中心市街地魅力創造事業」の活用にあたっては、「中心市街地魅力発掘事業」の実施結果を踏まえたうえで申請することが原則となります。ただし、「中心市街地魅力発掘事業」で実施すべき調査分析と同等程度の調査をすでに実施しており、当該地域に必要な商機能、取組内容等が特定されている場合にはその限りではありません。また、その場合であって、追加の調査を平行して実施することが可能です。

②補助対象事業は、年度内に完了するものに限りです。ただし、事業実施後、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することができない場合には繰越しが認められることがあります。

### (4) 通知

本補助金の選定結果（採択又は不採択）については、後日、各経済産業局等から申請者へ通知します。

なお、採択結果については、経済産業省及び中小企業庁のホームページに公表させていただきます。

### (5) 補助金の交付手続

採択となった補助事業者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下、「適正化法」という。）及び追って通知する「中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、経済産業局長（沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長）に対して、補助金の交付に係る申請手続を行っていただきます。

なお、補助金の交付決定は、申請受理後、審査を経て行います。

### (6) 補助事業者の義務等

本補助金を受け事業を実施するにあたっては、以下に記載した事項のほか、「適正化法」及び「交付要綱」の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

①補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。

②補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。

③補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。

④補助事業者は、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間、各年度にお

ける補助事業成果の状況を報告しなければなりません。また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業成果の詳細な内容等について報告しなければなりません。なお、報告された内容について公表する場合があります。

- ⑤補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- ⑥補助事業者は、取得財産等については、別に定める期間においては、処分（補助金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、取得財産等を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。その場合には、取得財産等を処分したことによって得た収入の全部又は一部を国に返還しなければなりません。
- ⑦補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

#### (7) インターネットの利用

本公募要領は、下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

申請書様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

経済産業省ホームページ <a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a> トップページの右サイドメニュー中、「調達情報」→「公募案内」よりお入りください。
---

中小企業庁ホームページ <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/">http://www.chusho.meti.go.jp/</a> トップページ「公募・公開情報」→「補助金等公募案内」よりお入りください。
---

#### (8) その他

- ①補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、交付の翌年度4月10日までに補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続き、財務省の承認を得たうえで、当該部分にかかる補助金が概算払いされることもあります。
- ②補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで）に終了（発注～支払）するものに限られます。なお、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は対象となりません。したがって、事業の着手は交付決定以降となります。
- ③本補助金の交付を受け実施する事業（補助対象経費部分）においては、重複して他省庁（国）

の公的な補助金等の交付を受けることはできません。

④申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の了解なしに申請の内容等は公表いたしません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

⑤多くの事業者の方々に活用していただく観点から、同一企業で複数申請した場合等、採択件数及び金額を調整させていただくことがあります。

## 5. 提出先、お問い合わせ先

申請書の提出先は、当該事業を実施する地域を管轄する経済産業局等となります。その他、質問・相談等ございましたら、以下の所管経済産業局担当課室又は経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室、中小企業庁経営支援部商業課までお問い合わせください。

担当課室	住所及び電話	管轄地域
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北8条2 札幌第1合同庁舎 TEL：011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL：022-221-4914	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0318	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、新潟 長野、山梨、静岡
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-0597	愛知、岐阜、三重 富山、石川
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL：06-6966-6025	福井、滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良 和歌山
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	鳥取、島根、岡山 広島、山口

	TEL : 082-224-5655	
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL : 087-811-8524	徳島、香川 愛媛、高知
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL : 092-482-5456	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL : 098-866-1731	沖縄
経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL : 03-3501-3754	—
中小企業庁 経営支援部 商業課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL : 03-3501-1929	—